

岐阜県公報

目次

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	三
岐阜県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	五
岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課)	一
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	(地域医療推進課)	二
岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(高齢福祉課)	二
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子育て支援課 子ども家庭課)	三
岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例	(農産園芸課、農村振興課)	三
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(特別支援教育課)	三

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第三四号)
- 一 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 特定個人情報に関し、利用及び提供の制限並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る特例を定めることとした。
- (一) 特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することを、原則として禁止することとした。(第七条の二及び第七条の三関係)
- (二) 特定個人情報を提供できる場合を、同法において特定個人情報を提供することができる場合に制限することとした。(第七条の四関係)
- (三) 本人及び法定代理人に加え、任意代理人による特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができることとした。(第一三条、第二〇条、第二三条の三及び第二三条の三の二関係)
- (四) 特定個人情報(一)又は(二)に違反して利用・提供されているとき、同法に違反して収集・保管されているとき等について、その特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用停止請求ができることとした。(第二三条の三の二関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 この条例は、一は平成二十七年一月五日から、一は一部を除き平成二十八年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第三五号)
- 一 県民税
- 1 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

号外(一) 平成二十七年 七月十四日

置の創設に伴い、以下の措置を講ずることとした。

(一) 払出制限について要件違反があった場合の取扱い
平成二八年四月一日から上場株式等を受け入れる未成年者口座を開設している個人について契約不履行等事由が生じた場合は、当該事由による当該口座の廃止の際、当該口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課することとした。(附則第九条の二の二及び附則第一条の八関係)

(二) 所得計算の特例

平成二九年度以後の各年度分の個人の県民税について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。(附則第一条の七関係)

2 平成二八年一月一日以後に支払を受けるべき国債を含む上場株式等の配当等に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がいないときはその支払をすることとした。(第三十七条の二二関係)

二 事業税

外形標準課税の対象となる普通法人の事業税の税率について、次のとおり変更することとした。(第四条及び附則第六条の二の二関係)

付加価値割	資本割	所得		割
一〇〇分の〇・九六 (現行 一〇〇分の〇・七二)	一〇〇分の〇・四 (現行 一〇〇分の〇・三)	所得のうち年四〇〇万円以下の金額	所得のうち年四〇〇万円を超える年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・九 (現行 一〇〇分の一・一六)
		所得のうち年八〇〇万円を超える金額		一〇〇分の一・四 (現行 一〇〇分の二・三)
		所得のうち年八〇〇万円を超える金額		一〇〇分の一・九 (現行 一〇〇分の三・一)

三 地方消費税

国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等が地方消費税の課税対象とされることに伴い、譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から国外事業者が行う特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行う

た国内事業者に納税義務を課する措置を講ずることとした。(第五条の二関係)

四 県たばこ税

県たばこ税の税率(一、〇〇〇本につき八六〇円)について、旧三級品の製造たばこに係る特例税率(一、〇〇〇本につき四一一円)を廃止するとともに、以下の経過措置を講ずることとした。

1 次に掲げる期間における旧三級品の製造たばこに係る県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。(附則第二〇条及び改正条例附則第八項関係)

(一) 平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで 一、〇〇〇本につき 四八一円

(二) 平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで 一、〇〇〇本につき 五五一円

(三) 平成三〇年四月一日から平成三二年三月三十一日まで 一、〇〇〇本につき 六五六円

2 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた旧三級品の製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。(改正条例附則第九項、第九項関係)

五 その他所要の規定の整理を行うこととした。

六 この条例は、三は平成二七年一月一日から、一(一)及び一(二)は平成二八年一月一日から、二及び四は平成二八年四月一日から、並びに一(一)は平成二九年一月一日から施行することとした。

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

一 「住民基本台帳法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成二七年一月五日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三七号)

一 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例について、岐阜県立希望が丘学園の名称を岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターに変更することとした。(別表第一関係)

二 次の条例について、所要の規定の整理を行うこととした。

(一) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(二) 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例
 (三) 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例

三 この条例は、平成二十七年九月一日から施行することとした。

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第三八号）

一 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、養護老人ホームに介護職員等を配置して介護サービスを提供できることとされたため、職員の配置基準に係る所要の規定の整備を行うこととした。（第二二条及び第二三条関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第三九号）

一 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、次のとおり保育士の数の算定基準の緩和等を行うこととした。

(一) 職員の資格の一つについて、都道府県知事の指定する養成施設を卒業した者とする。こととした。（第三八条、第五三条、第五九条及び第九九条関係）

(二) 乳児四人以上を人所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても、一人に限って、保育士とみなすことができることとした。（附則第七項関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第四〇号）

一 岐阜県農業農村整備委員会において、多面的機能発揮促進事業に関する事項を一体的に調査審議させるため、これを所掌事務に加えるとともに、岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会を廃止することとした。（別表関係）

二 この条例は、平成二十七年八月一日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第四一号）

一 岐阜県立羽島特別支援学校を羽島市に設置することとした。（別表第一関係）
 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ただし書並びに同号イ及びロを削り、同条第二号中「地方独立行政法人」の下に「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。」を加え、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

第七条第一項中「ために、個人情報」の下に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第五号中「独立行政法人等」の下に「（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第七条の二 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該実施機関の内部において利用することによつ

て、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第七条の三 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

第八条中「個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第十二条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 特定個人情報の有無

第十三条第二項中「未成年者」を「代理人(未成年者)に、「以下「代理人」という」を「特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)をいう。以下同じ」に改める。

第十四条第一号中「第十七条第六項」を「第十七条の三第一項」に改め、同条第四号中「法人等」を「法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。その他の団体(以下「法人等」という。))」に改める。

第二十條第二項を次のように改める。

2 代理人は、本人に代わつて訂正請求をすることができる。

第二十三條の三第一項中「の個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「(以下「利用停止請求」という。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による個人情報の利用停止の請求をすることができる。

第二十三條の三の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の利用停止請求)

第二十三條の三の二 第十八條第一項の規定により開示を受けた自己の特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、実施機関に対し、当該各号に定める当該特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。

- 一 第六条の規定に違反して収集されたとき、第七条の二の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

二 第七条の三の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。

第二十三條の四中「利用停止請求が」を「第二十三條の三第一項又は前條第一項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。))が」に改める。

第二十七條第三項中「係る個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第二十八條第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)」を「番号法」に改める。

第二條 岐阜県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條の二」を「第二十三條の二の二」に、「第二十三條の六」を「第二十三條の六の二」に改める。

第二條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 情報提供等記録 番号法第二十三條第一項及び第二項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第七條の二第一項中「特定個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第七條の三を第七條の四とし、第七條の二の次に次の一条を加える。

(情報提供等記録の利用の制限)

第七條の三 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関の内部において利用してはならない。

第十七條の二第一項及び第二十三條第一項中「個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第二十三條の二中「基づく個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、第二章第四節中同條の次に次の一条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第二十三條の二の二 実施機関は、訂正決定に基づき情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九條第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第二十三条の三の二第一項第二号中「第七条の三」を「第七条の四」に改める。

第二章第五節中第二十三条の六の次に次の一条を加える。
(情報提供等記録についての特例)

第二十三条の六の二 第二十三条の三の二から前条までの規定は、情報提供等記録については、適用しない。

第二十七条第六項中「規定により個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

附則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び次項の規定 平成二十七年十月五日

二 第一条中岐阜県個人情報保護条例第七条第一項の改正規定(同項第五号の改正規定を除く。)、同条の次に二条を加える改正規定(同条例第七条の二に係る部分に限る。)、同条例第八条、第十三条第二項、第二十条第二項及び第二十三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第二十三条の四及び第二十七条第三項の改正規定 平成二十八年一月一日

三 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

2 前項第一号に掲げる規定の施行の際現に実施機関が取り扱う事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体にに関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であつて、同号に掲げる規定による改正後の岐阜県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)(第一条第一号に規定する個人情報に該当することとなるものを取り扱う事務に係る新条例第十二条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、岐阜県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三十四号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく」と読み替えるものとする。

岐阜県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県条例等の一部を改正する条例

(岐阜県条例の一部改正)

第一条 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「法人税法第二条第十二号の十八」を「法第二十三条第一項第十号」に改める。

第十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第二十七条第五項中「第二条の二第三項」を「第二条の二第六項」に改める。

第三十七条の十二中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第四十二条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第五十一条の二第二項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第六十四条中「第六十条第一項第二号」の下に「又は第四号」を加える。

附則第六条の二の二第二項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則第七條第十四項第一号中「附則第三條の二の十七」を「附則第三條の二の十七第一項」に改める。

附則第九條の二の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の特例)

第九條の二の二 租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座(以下この項及び附則第十一條の七第一項において「未成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第三十七條の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項及び附則第十一條の七第一項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時まで間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第九條の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等という。)が同法第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第十八條第一項第六号及び第三十七條の十四の二の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用については、法附則第三十三條の二の二第三項に規定するところによる。

附則第十一條の六の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

第十一條の七 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七條の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第三十七條の十四第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第十八條第一項第七号並びに第三十七條の十七及び第三十七條の十八の規定の適用については、同号中「法第二十三條第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等(以下「特定株式等譲渡対価等」という。)の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同法第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の

廃止(第三十七條の十七及び第三十七條の十八において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第三十七條の十七中「租税特別措置法第三十七條の十一の四第一項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七條の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、第三十七條の十八中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日(施行令第九條の二十第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する日)」とあるのは「月の翌月十日」とする。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用については、法附則第三十五條の三の三第三項及び第四項に規定するところによる。

附則第十二條の二の四第一項第七号及び附則第十三條第一項中「第二條第十四項」を「第二條第十六項」に改める。

附則第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二條 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

附則第九條の二の二第一項中「及び附則第十一條の七第一項において「未成年者口座」を、附則第十一條の七及び附則第十一條の八第一項において「未成年者口座」に、及び附則第十一條の七第一項において「契約不履行等事由」を、附則第十一條の七第三項及び附則第十一條の八第一項において「契約不履行等事由」に改める。

附則第十一條の二の二第二項中「並びに附則第十一條の六第一項」を、「附則第十一條の六第一項並びに附則第十一條の七第二項及び第三項」に改める。

附則第十一條の七を附則第十一條の八とし、附則第十一條の六の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第十一條の七 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第二号に規定する未成年者口座管理契約(以下この条において「未成年者口座管理契約」という。)に基づき同法第三十七條の十四の二第一項各号に規定する未成年者口座内上場株式等(以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、施行令附則第十八條の六の三第一項に

において準用する施行令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第十八条の六の三第二項において準用する施行令附則第十八条の六の二第二項に規定する金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管若しくは返還又は同項第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第十一条の二第一項及び第二項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第十八条の六の三第三項において準用する施行令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、同法第三十七条の十四の二第四項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事

業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号へ②に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれ

それみなす。

4 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する規定の適用については、ないものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用については、法附則第三十五条の三の第三五項に規定するところによる。

(岐阜県条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 岐阜県条例の一部を改正する条例(平成二十五年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「事業者が行う課税資産の譲渡等及び」を「事業者が行う課税資産の譲渡等(平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び特定課税仕入れ(同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに」に改め、「事業者が行つた課税資産の譲渡等及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岐阜県条例第六十四条の改正規定及び同条例附則第七条第十四項第一号の改正規定 公布の日

二 第一条中岐阜県条例第五十一条の二第一項の改正規定及び第三条並びに附則第六項の規定 平成二十七年十月一日

三 第一条中岐阜県条例第十九条第二項、第二十七条第五項及び第三十七条の十二の改正規定並びに同条例附則第九条の二の次に一条を加える改正規定及び同条例附則第十一条の六の次に一条を加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十八年一月一日

四 第一条中岐阜県条例第十八条第二項、第四十二条第一項第一号及び同条例第三項第一号の改正規定、同条例附則第六条の二の第二項及び附則第二十条の改正規定並びに附則第五項及び第七項から第十九項までの規定 平成二十八年四月一日

五 第二条及び附則第四項の規定 平成二十九年一月一日

六 第一条中岐阜県条例附則第十二条の二の四第一項第七号及び附則第十三条第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十四号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)第十九条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十七条の十二の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下この項において「改正法」という。)(第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

5 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例(以下「二十八年新条例」という。)(規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

6 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(岐阜県条例第五十一条の二第一項に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。)(が行つた課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。)(第四条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)(第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)(以

外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

7 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった同号に掲げる規定による改正前の岐阜県税条例(以下「二十八旧条例」という。)附則第二十条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ三級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

8 次の各号に掲げる期間内に、二十八新条例第六十条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、二十八新条例第六十条の四の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
- 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

9 平成二十八年四月一日前に二十八旧条例第六十条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(二十八旧条例第六十条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(二十八新条例第六十条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項並びに附則第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合

に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

10 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所(以下「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。))で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるもの本数
- 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

11 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

12 附則第九項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、二十八新条例の規定中県たばこ税に関する部分(二十八新条例第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八及び第六十条の十一の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる二十八新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条の九第一項	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告書	岐阜県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年条例第三十五号。以下この節において「平成二十七年改正条例」という。)附則第十項の規定によつて申告書
第六十条の九第二項	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成二十七年改正条例附則第十項及び第十一項の規定によつて申告納付する
第六十条の九第三項まで	第六十条の七第一項から第三項まで	平成二十七年改正条例附則第十項

第六十条の九の二第一項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成二十七年改正条例附則第十項
これらの項に規定する申告書の提出期限	平成二十八年五月二日	

13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所を有する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、二十八年新条例第六十条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が二十八年新条例第六十条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）附則第五條第四項に規定するところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

14 平成二十九年四月一日前に二十八年新条例第六十条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年新条例第六十条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この項並びに附則第十六項及び第十八項において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二條第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十七円とする。

15 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項に	附則第十四項に
附則第十項第二号	前項	附則第十四項
附則第十一項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
附則第十二項の表以外の部分	附則第九項	附則第十四項
附則第十二項の表第六十条の九第一項の項及び第六十条の九第二項の項	同項	同項及び附則第十項
附則第十二項の表第六十条の九の二第一項の項	附則第十項	附則第十五項において準用する附則第十項
附則第十三項	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
	附則第九項	附則第十四項

16 平成三十年四月一日前に二十八年新条例第六十条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二條第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき五百円とする。

17 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合

について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項に	附則第十六項に
附則第十項第二号	前項	附則第十六項
附則第十項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
附則第十二項の表以外の部分	附則第九項	附則第十六項
附則第十二項の表第六十条の九第一項の項及び第六十条の九第二項の項	同項	同項及び附則第十項
附則第十二項の表第六十条の九の二第一項の項	附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項
附則第十三項	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
	附則第九項	附則第十六項

18

平成三十一年四月一日前に二十八年新条例第六十条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

19 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項に	附則第十八項に
附則第十項第二号	前項	附則第十八項
附則第十項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
附則第十二項の表以外の部分	附則第九項	附則第十八項
附則第十二項の表第六十条の九第一項の項及び第六十条の九第二項の項	同項	同項及び附則第十項
附則第十二項の表第六十条の九の二第一項の項	附則第十項	附則第十九項において準用する附則第十項
附則第十三項	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
	附則第九項	附則第十八項

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」という。）に改め、同条第一号及び第二号中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）に改め、同条第一号及び第二号中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第五条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。

第六条を削る。

第七条中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改め、同条を

第六条とする。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和二十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一「岐阜県立希望が丘学園」の項中「岐阜県立希望が丘学園」を「岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター」に改める。

（岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五項第一号中「希望が丘学園」を「希望が丘こども医療福祉センター」に改める。

（岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例の一部改正）

第三条 岐阜県立希望が丘学園使用料徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例

第一条中「岐阜県立希望が丘学園」を「岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター」に改める。

（岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正）

第四条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一四十八の表中「希望が丘学園」を「希望が丘こども医療福祉センター」に改め、同表一の項中「希望が丘学園生命保険診断書等交付手数料」を「希望が丘こども医療福祉センター生命保険診断書等交付手数料」に改め、同表二の項中「希望が丘学園普通診断書交付手数料」を「希望が丘こども医療福祉センター普通診断書交付手数料」に改め、同表三の項中「希望が丘学園証明書交付手数料」を「希望が丘こども医療福祉センター証明書交付手数料」に改め、同表四の項中「希望が丘学園再発行診察券交付手数料」を「希望が丘こども医療福祉センター再発行診察券交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年九月一日から施行する。

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第二百二十二条」を「第二百一条第一項」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第二百十六条」を「第九十四条第一項」に、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を）」に改め、同条第七項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、同条第八項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第二十二條第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員を置かない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであるとして、第十二条第一項第三号の生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。
第三十八条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。
第五十三条第二項第一号、第五十九条第一号及び第九十九条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

附則第七項中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例

岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表一の表岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会の項を削り、同表岐阜県農業農村整備委員会の項中「農業生産基盤」を「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第三条第三項に規定する多面的機能発揮促進事業その他の農業生産基盤」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年八月一日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

岐阜県立恵那特別支援学校

恵那市

を

岐阜県立羽島特
岐阜県立恵那特

別支援学校

羽島市

別支援学校

恵那市

に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十七年七月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社